参考資料１

都市公園における建ぺい率の上限について

都市公園内に設置できる建築物については、都市公園法及び施行令、大阪市公園条例により、
下図※１に示すとおり、建蔽率の上限が定められています。

|  |
| --- |
| **＋10％** |
| 公募対象公園施設※３(休養施設等に該当しないもの)（施行令６⑥） |

|  |
| --- |
| **＋10％** |
| ・休養施設、運動施設、教養施設・災害応急対策に必要な施設など（施行令６②） |

通常建蔽率：２％ or **４％**※２

（公園条例２⑤）

|  |
| --- |
| **＋10％** |
| 休養施設・教養施設で、文化財保護法に基づき指定された建築物　など（施行令６③） |

|  |
| --- |
| **＋10％** |
| 高い開放性を有する建築物（屋根付広場等）（施行令６④） |

|  |
| --- |
| **＋２％** |
| 仮設公園施設（施行令６⑤） |

最大**：**24％ or **26％**

最大：34％ or **36％**

**合計で＋10％までの範囲で併用可**

※１　『都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン（令和５年３月改正版）』（国土交通省　都市局　公園緑地・景観課）を参考に作成

<https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_fr_000059.html>

※２　西梅田公園は、公園条例第２条の５第１項第１号（敷地面積が0.25ha以上の都市公園で、主として街区内に居住するものの利用に供することを目的とする都市公園））に該当するため、４％となります。

※３　P-PFI制度において、公園利用者の利便性向上に資する公園施設として設置するもの。